



一般廃棄物 ~~処分業~~ 収集運搬業 許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社 京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]平成31年1月17日付けで申請があつた一般廃棄物 ~~処分業~~ 収集運搬業 については、君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第48条 ~~第3項~~ ^{第1項}の規定により、次のとおり許可する。

平成31年2月6日

君津市長 石井 宏



許 可 番 号	君津市許可(一)第16号	
事務所及び事業場の 所 在 地	事 務 所	君津市君津1番地
	事 業 場	
事業の 範囲	収集・運搬又は 処 分 の 別	一般廃棄物収集運搬業
	取 扱 廃 棄 物 の 種 類	活性汚泥
	営業区域・場所	君津市大和田汚水処理場
処 理 施 設 等 の 所 在 地		
処 理 施 設 の 種 類 及 び 処 理 能 力		
許 可 期 限	平成33年2月7日	
許 可 条 件	裏面、許可業者遵守事項	
許 可 年 月 日	新規許可年月日	平成19年 2月 8日
	許可更新年月日	平成31年 2月 8日
	変更許可年月日	年 月 日
	再交付年月日	年 月 日

注

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

許可業者遵守事項（収集運搬）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨を十分に自覚し、善良なる管理者の立場で、関係法規並びに君津市の条例及び規則を厳守のうえ、業務の遂行にあたること。
2. 君津市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する取扱要領を厳守すること。
3. 取扱廃棄物の種類は、君津市大和田324 新日鐵住金株式会社 君津製鐵所大和田汚水処理場で発生する活性汚泥に限定する。
4. この許可により生ずる権利及び義務は、これを第三者に譲渡、委託、承継又は担保に供しないこと。
5. 業務の遂行にあたって、市の処理施設等又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害賠償の責を負うこと。
6. 君津市以外の市町村において、同業の無許可営業は絶対にしないこと。
7. その他市で定める事項については、これを厳守すること。



君津市一般廃棄物収集運搬許可車両

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社 京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和

車両番号	積載量	車両形状	許可番号	備考
春日部100 は 4557	8,000kg	コンテナ車	16-1	活性汚泥
足立 100 は 2857	7,900kg	コンテナ車	16-2	予備車

許可期間 平成31年 2月 8日～平成33年 2月 7日

君津市長 石井 宏

